

〈第 1 分科会〉

## 子どもの相談・救済

### 1 分科会の趣旨と基調報告

こども基本法施行を受け、自治体が子どもの権利救済機関を設立する動きが加速する一方で、国による子どもコミッショナー設置は見送られた。本分科会では自治体での子どもの権利を基盤とする実践を共有することを通じて、条例に基づく権利救済機関の意義を明らかにする。

最初にコーディネーターの間宮静香弁護士の基調報告により、国連・子ども権利委員会が求める救済機関の要件（アクセスのしやすさ、子どもの参加、市民からの検証など）が説明された。さらに、救済機関の 4 つの役割（行政から独立した立場での監視、子どもの代弁者としての改善の提案や勧告、申立に対する救済の提供、子どもの権利に関する教育・啓発）について名古屋市の権利擁護委員制度の事例を通じて確認された。

### 2 自治体報告

#### (1) 兵庫県川西市：子どもの権利を基盤とする相談救済の取り組み 長瀬正子（川西市子どもの人権オンブズパーソン）

オンブズパーソン制度を利用した若者の声から、その意義について改めて考えた。まず、多くの子どもたちは傷つきのなかで自分自身でも自分の状態がよく分からず言葉が失われている状況にあり、オンブズとつながることで次第に声が形成されていく。オンブズを利用した子どもから語られた言葉からは「待ってくれた」「励まされるのではなく受けとめてもらえた」など子どものペースで話を聴いてくれたこと、「勝手にすすめることがないので安心して話せた」「問題を外に出すことができた」と家族や学校以外の第三者の立場であることが重要であることが明らかになった。

個々の子どもの困難はしばしば見過ごされるが、その状況下でも子どもたちは困難を乗り越えたいという思いを抱いている。救済機関の意義として子どもたちとともにその失われた声を取り戻し、

子どもの権利の視点から改めて考え直し、社会に向けて提言する役割がある。

#### (2) 愛知県名古屋市：申立人である子どもと協働した相談救済の取り組み 萌愛（申立人）・川口洋誉（名古屋市子どもの権利擁護委員）

高校生の子どもの申立人となり校舎の老朽化・安全確保にかかわって調査になった案件（2023 年）を中心に、申立人およびその担当権利擁護委員からの報告を受け、調査活動の意義を明らかにした。まず、申立人からは「子どもの意見を最優先して寄り添ってくれる」「適切なアドバイスをくれる」「高校生の言葉がおとなに届く」と感じたことが語られた。具体的には、調査を進める際に子どもの声が丁寧に聴かれ、どのような方法でそれを伝えるかの作戦を権利擁護委員ともに考え、その方法で教育委員会等の関係する機関に伝えられ、申立人が同席できない場合も話し合いの内容について逐一フィードバックされるという過程を踏んでいた。これにより「自分たちをおいていかないで進められた」という認識につながっていた。擁護委員からは、このケースは子どもの問題がおとなの都合で止まっている現状に対する問題提起でもあり、子どもにとっては困ったら頼れる誰かを見つけて相談する経験となったことが語られた。

#### (3) 新潟県新潟市：子どもの権利救済機関の設立—自治体職員の立場から— 吉岡直（新潟市こども未来部こども政策課）

新潟市は令和 4 年 4 月に新潟市子ども条例を施行した後、令和 5 年 12 月の改正条例案の成立を経て令和 6 年 8 月から子どもの権利に関する救済機関を設置しており、比較的最近条例を制定した政令指定都市である。条例の制定にあたっては、先行自治体への視察等の調査・研究を重ねて、平成 29 年 9 月からはワーキンググループを発足、その後議会と執行部との意見交換などを経て令和 3 年 10 月に条例素案のパブリックコメントを実施、12 月に条例が可決・成立する運びとなった。

短い期間で条例を改正して救済機関の設置を可能にした背景として、そもそも議員立法であり議

会の理解が得られやすかったこと、条例制定当初から救済機関設置を視野に入れて議論されていたことなどが考えられる。今後については、相談窓口の周知・啓発を継続的に進めること、事務局と救済委員・相談員とのより良い連携方法について検討を進めていきたい。

### 3 パネルディスカッション：子どもの権利に基づく相談救済機関の機能と役割

午後からは午前中の登壇者に加えて福岡県志免町子ども救済委員の柳優香氏も交えて議論をおこなった。志免町は福岡県で3番目に小さな基礎自治体でありながら2007年に志免町子ども基本条例を根拠に子どもの権利相談室（スキッズ）の活動を開始している。

#### ① 子どもの声を聴くための条例運用の実際

まず、子どもの相談救済機関において当たり前のことではあるが、子ども自身から話を聴くことができることが必須であることが確認された。子どもの最善の利益は子どもの声なしには考えられない。そのため、来所できない子どもへのアウトリーチとして志免町の出張スキッズの取り組み、子どもとの面談場所の環境設定の工夫、保護者と子どもの相談員を別々にして分けて話を聴く、などの条例運用上の工夫が紹介された。

調査活動に関しても子どもとともに関係機関に伝える内容、伝え方を考えていきそれを丁寧にフィードバックしていく形で調査が進められていることが確認された。関係機関に対しても調査活動の結果を一方的に伝えるのではなく、調査過程において対話のなかで子どもの声を理解してもらい、それにどう対応するかを現場でも考えてもらうという形で進められていた。

#### ② 条例の制度設計における留意点

調査に関しては、申立てによるものだけではな

く自己発意調査が条例によって定められていることの意義について検討した。自己発意調査は相談活動のなかで蓄積された構造的課題を明らかにし、制度改善等につなげるものであり、大きな声をあげることのできない子どもたちの声を伝えていくという意味で大変重要な役割を持つものである。

また、条例の制度設計に関してはとくに権利救済機関の「独立性」について議論が交わされた。事務局は相談の内容に立ち入らないということは当然であるが、ケース会議に出るかどうかなどは自治体によって異なる。いずれにせよ、条例上で独立性を担保したうえで事務局職員自身の自覚が重要だという声があがった。

#### ③ 広報・啓発活動の工夫

広報・啓発については志免町の取り組みが紹介された。コロナ禍で対面活動が困難な際、子どもの声を聴くため、手紙の配付と専用箱への投函、お返事を書くというお手紙交換の取り組みを始め、現在も続けている。楽しかったことや相談員へのメッセージなど何を書いてもよいとすることで相談へのハードルを下げ、その文字や消し跡から子どもの思いもくみ取っていることが語られ、小規模自治体ならではの取り組みに気づかされた。

#### ④ 子どもの権利救済機関の意義

子どもの権利救済機関の活動は、意見表明を支援し、それをおとなたちが聴き、子どもとおとなが対話をしていくことである。また、一人の子どもの困りごとを公的・社会的な文脈で捉えなおすこと、大きな声をあげることができない子どもたちの積み重ねられた声を発信していくことも重要な役割である。

子どもに権利があることを広報・啓発していくならば、それが侵害された時に子どもの権利を保障する仕組みが求められる。国レベルでも権利救済機関の設立を期待したい。

福田 みのり（山口東京理科大学）